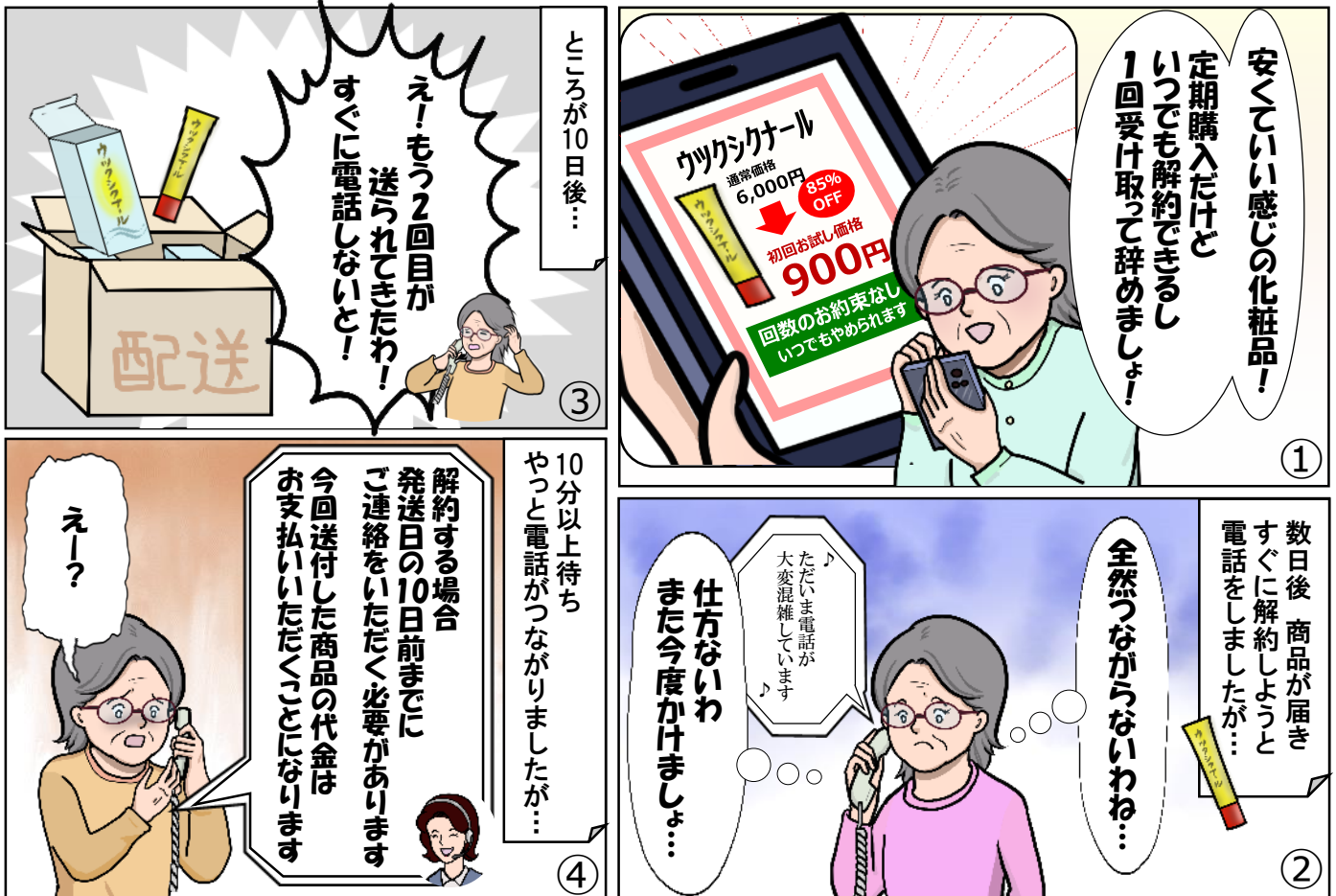


本当にいつでも解約できる？定期購入のトラブルにご注意！



ポイント



- インターネット通販で1回だけのつもりで定期購入の商品を注文したところ、解約する前に2回目の商品が届き、高額な代金を請求されたという相談が多数寄せられています。
- 「いつでも解約できる」と表示されていても、実際は「次回発送の△日前までに電話すること」などと解約できる期間や方法が限定されており、簡単には解約できない事例が多くみられます。インターネット通販で注文する際は、解約条件・方法を含め、契約内容をしっかり確認しましょう。
- 不安に思ったりトラブルになった場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551
〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター紀南支所 ☎ 0739-24-0999
〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

※消費者ホットライン ☎ 188 いややでもお近くの相談窓口につながります。